

## 欧州連合知的財産庁（EUIPO）、2019年の年報を公表

2020年6月10日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、2020年6月4日、2019年の年報をニュースリリースにて公表した。

本年報は、EUIPO が 25 周年を迎え、200 万件目の商標出願を受理し、そしてステークホルダーとの広範な協議を経て新しい戦略計画を策定した特別な年の概観を提供するものであり、以下の内容を含むものである、としている。

- ・ 主要な統計（※）
- ・ 高品質なサービス及び先進的なツールを顧客に提供するための取組
- ・ 知財犯罪と戦うための欧州刑事警察機構（EUROPOL）との協力
- ・ 「IP Horizon 5.0」等の国際カンファレンスの開催
- ・ EU の資金によるプロジェクトの拡大
- ・ 庁内でのモバイルワークの一層の活用

（※）主要な統計の概要は、以下のとおりである。

### 【EU 商標（EUTM: European Union Trade Mark）】

- ・ 出願件数は、160,377 件（前年比 5.2% 増、2018 年は 152,494 件）。
- ・ 異議申立件数は、18,684 件（前年比 1.8% 増、2018 年は 18,352 件）。
- ・ 取消請求件数は、2,095 件（前年比 0.9% 減、2018 年は 2,113 件）。
- ・ 公告<sup>1</sup>までの平均期間は、早期審査の場合は 4.3 営業日、通常の場合は 2 週間以内。
- ・ 登録までの平均期間は、いずれの場合も約 4 か月。
- ・ 電子出願の割合は、99.83%（2018 年は 99.75%）。

### 【登録共同体意匠（RCD: Registered Community Design）】

- ・ 出願件数は、111,598 意匠（前年比 3.7% 増、2018 年は 107,618 意匠）。
- ・ 無効請求件数は、550 件（前年比 52.8% 増、2018 年は 360 件）。
- ・ 登録までの平均期間は、早期審査の場合は 1 営業日以内、全体では 3 営業日以内。
- ・ 電子出願の割合は、97.92%（2018 年は 97.81%）。

---

<sup>1</sup> EU 商標出願が満たすことを要求されている条件が満たされている場合には、当該出願は、絶対的拒絶理由に関する審査により拒絶されていない範囲で、異議申立の目的で公告される。相対的拒絶理由に関する異議申立期間は、EU 商標出願の公告から 3 月以内である。

**【審判 (Appeal)】**

- ・ 審判請求件数は、2,987 件（前年比 15.4%増、2018 年は 2,588 件）。
- ・ 審決件数は、2,506 件（前年比 3.7%減、2018 年は 2,603 件）。

－ EUIPO のニュースリリース等は、以下参照 －  
(ニュースリリース)

[2019 Annual Report now available](#)

(2019 年年報)

[2019 Annual Report](#)

(以上)